2　傷病手当金の支給に係る傷病について障害厚生年金の支給を受けることができる場合で、当該障害厚生年金日額が傷病手当金附加金額より少ないとき　傷病手当金附加金額から次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じて当該イからニまでに定める額を控除した額

イ　報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　障害厚生年金日額

ロ　報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　出産手当金の額（当該額が傷病手当金附加金額を超える場合にあっては、当該額）と障害厚生年金日額のいずれか多い額

ハ　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　当該受けることができる報酬の全部又は一部の額（当該額が傷病手当金附加金額を超える場合にあっては、当該額）と障害厚生年金日額のいずれか多い額

ニ　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が傷病手当金附加金額を超える場合にあっては、当該額）と障害厚生年金日額のいずれか多い額

3　傷病手当金の支給に係る傷病について障害手当金の支給を受けることとなった場合で、傷病手当金及び傷病手当金附加金の額の合計額が当該障害手当金の額を超えた日に係るものを支給するとき　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じて当該イからニまでに定める額

イ　報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　傷病手当金附加金等合計額（厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなった日以後に傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けるとする場合の法第68条第２項の規定により算定される額と傷病手当金附加金額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この号において同じ。）から障害手当金の額を控除した額

ロ　報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　傷病手当金附加金額から出産手当金の額（当該額が傷病手当金附加金額を超える場合にあっては、当該額）を控除した額又は傷病手当金附加金等合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

ハ　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　傷病手当金附加金額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が傷病手当金附加金額を超える場合にあっては、当該額）を控除した額又は傷病手当金附加金等合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

ニ　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　傷病手当金附加金額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が傷病手当金附加金額を超える場合にあっては、当該額）を控除した額又は傷病手当金附加金等合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

4　出産手当金を支給する場合で、報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額が、傷病手当金附加金額より少ないとき　傷病手当金附加金額から当該出産手当金の額を控除した額

第23条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

附　則

この変更は、平成28年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成28年３月28日　　警察共済組合理事長　吉村　博人

第24条第１項の表中「1,000分の5.84」を「1,000分の5.47」に改め、同条第３項中「1,000分の11.68」を「1,000分の10.94」に改める。

第28条第２号中「1,613円」を「1,385円」に、同条第３号中「553円」を「559円」に改める。

附則第８項の表中「553円」を「559円」に、「73円」を「135円」に改める。

附　則

1　この変更は、平成28年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　変更後の第21条の表傷病手当金附加金の項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金附加金について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金附加金については、なお従前の例による。

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成28年５月２日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。

平成28年５月18日

東京都品川区東品川４丁目12番１号

アズビル企業年金基金

清算人　薮本　隆文

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成28年５月２日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　薮本　隆文

2．住所　東京都千代田区丸の内２丁目７番３号

平成28年５月18日

東京都品川区東品川４丁目12番１号

アズビル企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月十五日

掲載頁　六十三頁（号外第八十八号）

平成二十八年五月十八日

東京都渋谷区円山町二三番二号

（甲）株式会社インフォバーン

代表取締役　今田　素子

東京都渋谷区円山町二三番二号

（乙）株式会社デジモ

代表取締役　小林　弘人

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月十六日

掲載頁　九十頁（号外第二一二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月十六日

掲載頁　九十頁（号外第二一二号）

平成二十八年五月十八日

長野県北佐久郡立科町大字芦谷六二一番地

（甲）株式会社塩沢産業

代表取締役　武田　孝行

長野県佐久市岩原小根子一七八八番地

（乙）栄和砕石株式会社

代表取締役　塩澤　和人